

## 市発注工事に係る入札・契約制度の特例措置について

令和2年1月6日  
塩竈市市民総務部財政課

### 1. 現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例

入札に付した工事について、一定期間（60日以内）工事施工を行わないため、配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の配置を要しないと発注者が判断した場合、特記仕様書に現場施工の「着手指定日」を明示し、計画的な工事施工体制の整備を促進するとともに、配置技術者や建設資材等の円滑な確保を図る。

配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の配置要件	
原則	開札日において、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。 ※ 入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。
特例	指定条件を満たす場合は、着手指定日において、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。 ※ 入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。 ※ 受注者の責により、指定着手日までに配置技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となるものとする。
	指定条件
	・入札に付した工事の特記仕様書に「着手指定日」の記載があること。

### 2. 現場代理人の常駐義務緩和の拡大

一定の条件を満たす工事等における現場代理人の常駐義務緩和については、平成23年12月から特例を講じるとともに、平成24年4月に見直しを行っているが、更に対象工事の範囲を拡大し、入札参加機会の拡大を図る。

現場代理人の常駐義務緩和	
原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象工事：予定価格（税込み）が80,000千円未満の指定条件を満たす復旧・復興工事及び通常工事等</li> <li>兼務可能数：2件の工事間等で可</li> <li>配置技術者との兼務：監理技術者、主任技術者の専任が求められない場合は可能</li> </ul>
特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象工事：指定条件を満たす復旧・復興工事及び通常工事等</li> <li>兼務可能数：変更なし</li> <li>配置技術者との兼務：変更なし</li> </ul>
指定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載がある工事、又は1件あたり30,000千円未満の工事。</li> <li>現場代理人不在時、工事現場の運営・安全管理等行う連絡者が滞在可能なこと。</li> </ul>

※ 監理技術者又は主任技術者の専任要件：請負代金額35,000千円（建築70,000千円）以上

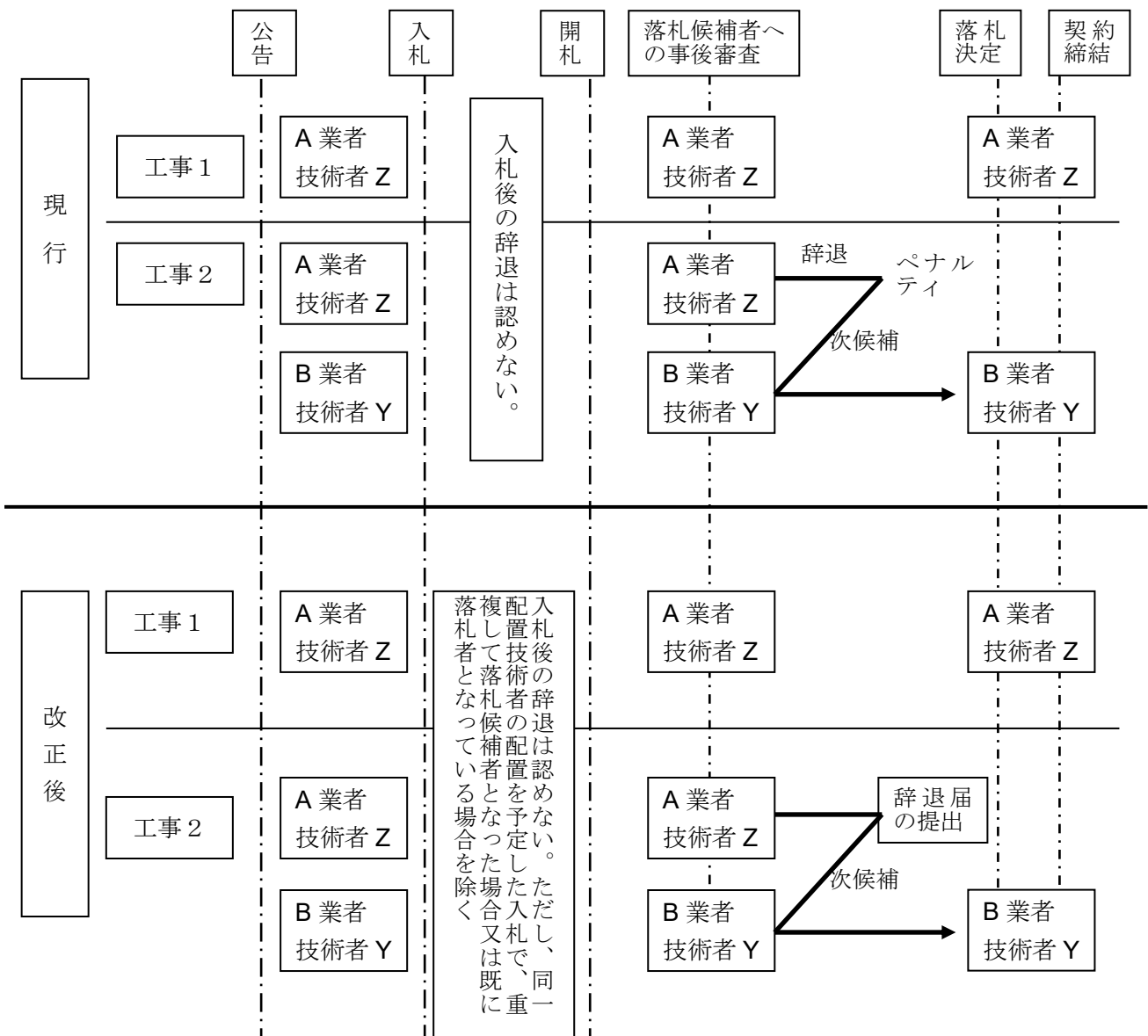
### 3. 入札参加機会の拡大について

全ての一般競争入札の工事において、同一配置技術者での複数工事への届け出を可能とし、入札参加機会の拡大を図る。

同一配置技術者の複数入札エントリーの導入	
現 行	一つの建設工事に、一人の配置技術者届出とする。
改正後	複数の建設工事に対し同一人の配置技術者届出（二人まで）を可能とする。 ※同一配置技術者の配置を予定した入札で、重複して落札候補者となった場合に限り、辞退を認める。

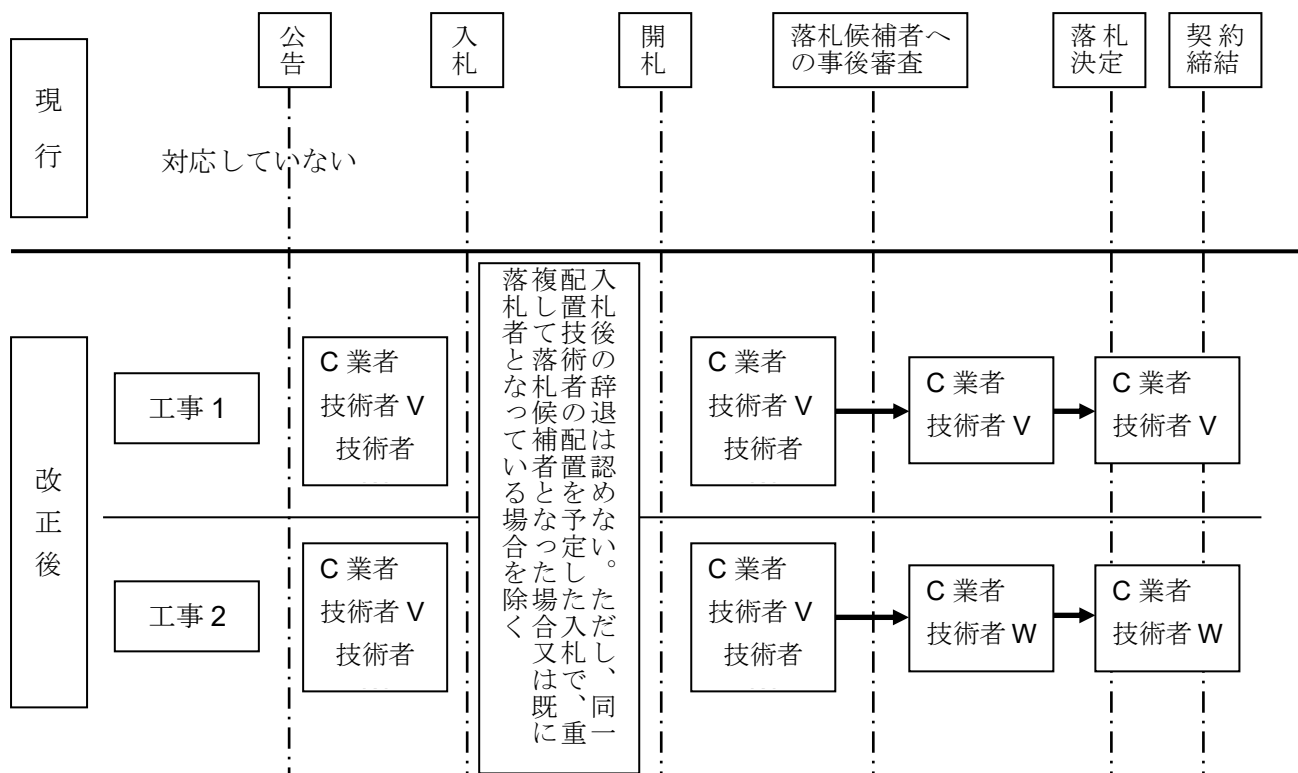
#### 例 1

・同一技術者を複数入札にエントリーした場合



例2

・2名の同一技術者を複数入札にエントリーした場合



4. 着手指定日までに技術者を配置できない場合の措置

工事請負者は、他の工事（手持ち工事）の工期延期が明らかになった場合は「承認願（理由書）」（別添参考様式）を速やかに提出することとする。

【手持ち工事が塩竈市発注工事の場合】

① 発注者の都合による場合

- ア) 他の技術者の配置が可能なおき… 配置技術者の変更承認
- イ) 他の技術者の配置が不可能なおき… 着手指定日の変更承認

② 受注者の都合による場合

- ア) 他の技術者の配置が可能なおき
  - ・ 配置技術者の変更承認（1回限り）
  - ・ 誓約書を提出
- イ) 他の技術者の配置が不可能なおき… 工事請負契約書第47条第1項第3号の規定に基づく契約解除（違約金）も含めて必要な措置を講じる。

【手持ち工事が塩竈市以外の発注工事の場合】

- ア) 他の技術者の配置が可能なおき
  - ・ 配置技術者の変更承認（1回限り）
  - ・ 誓約書を提出
- イ) 他の技術者の配置が不可能なおき… 工事請負契約書第47条第1項第3号の規定に基づく契約解除（違約金）も含めて必要な措置を講じる。